

宝塚市立図書館への指定管理者制度導入に係る意見書

令和 2 年（2020 年）7 月

宝塚市社会教育委員の会議

令和 2 年（2020 年）7 月 2 2 日

宝塚市教育長 森 恵実子 様

宝塚市社会教育委員の会議
議長 西本 望

宝塚市立図書館への指定管理者制度導入に係る意見書

令和元年に宝塚市立図書館協議会が「宝塚市立図書館における指定管理者制度導入及びこれからの図書館のあり方についての意見書」を作成し、宝塚市立図書館への指定管理者制度の導入は適切でないと結論付けています。結論に至った理由が 10 項目挙げられていますが、運営者側の立場での判断と
の見方もあることから、社会教育委員の会議としては、指定管理者制度導入について独自に検討することとします。また、社会教育の観点からも改めて今後の宝塚市立図書館のあり方を考えていきたいと思えます。

記

I 平成 27 年「市民が学習成果を生かし合う地域社会づくりのための社会教育施設 図書館のあり方について 答申」の検討

平成 27 年に社会教育委員の会議が作成している答申では、市民の学習内容の充実と社会教育施設としての図書館のあり方を提案（資料 2 参照）しています。

図書館の主要な役割が、情報の提供や本の貸出であることは疑いようのないことですが、さらに、社会教育の観点からは、人が集い、交流する拠点としての役割も求められています。この点に関し、社会教育委員の会議としては前回の提案を引き続き尊重します。

以下の観点は、答申内で触れられている内容です。

- ・宝塚市の歴史・文化を保存し、継承すること
- ・地域の発展を支える地域情報を積極的に収集・発見・発信すること

- ・学校や関係機関と連携をしながら学習環境を充実させること
- ・青少年にグループ活動の場や職業に関する情報を提供すること
- ・市民が安心していられる居場所としての役割を果たすこと
- ・地域の活動や人のつながりをコーディネートすること
- ・市民への情報提供や講座を充実させること
- ・宝塚市政についての情報提供を行うこと
- ・ボランティアの育成を担い、協働の機会を創出すること

現状の図書館が、地域住民の学びや活動を支える拠点としての役割をどれくらい果たしているのか、また指定管理者制度の導入によって改善できる余地があるのかを検討することが、今後の図書館のあり方を検討する際にも重要であると考えます。

II 宝塚市立図書館の取組の検討

1. 「宝塚市立図書館年報 令和元年版（平成 30 年度統計）」からの検討

平成 27 年に宝塚市社会教育委員の会議が、図書館のあり方について答申を出しているため（I 章参照）、平成 27 年以降の宝塚市立図書館の現状や取組を中心に整理します。

これまで、図書館では、宝塚市立図書館サービス向上計画に基づいて、様々なサービス改善を行ってきたことがわかります（資料 3 に具体的な取組を記載）。

利用者の要望の声が多かった開館時間の延長や各分室の開室時間を拡大したり、休館日や開館時間外の予約本の受け渡し・図書の返却ポイントの増設するなど、利用者の利便性を向上させる取組をはじめ、貸出冊数の拡大やぶちライブラリー（手続き不要で本の貸出をする小さな図書館）の新規開設、また中学生以下の子どもを対象に読書手帖を配布するなど、本に触れる機会の創出に努めてきました。

行事・講演会・講座の実施についても、大人向け、子ども向けそれぞれに、映画上映会、読書講演会、ストーリーテリングなどを中心に多くの取組が行われています。平成 30 年度の中央図書館での行事開催状況は、開催日数は延べ 301 日、参加人数の総数は 5,099 名、西図書館での行事開催状況は、開催日数は延べ 285 日、参加人数の総数は 4,142 名です。映画上映会、レコード・コンサート、市民のための現代文学講座、読書講演会、宝塚

の古文書を読む会、おはなし会（ストーリーテリング）、えほんであそぼ、かみしばい、図書館見学会などへの参加人数が多くなっています。

また、研究会や研修会として、市民グループによって、古文書研究及び研究冊子の編集会議、ストーリーテリング研修、朗読の研究会、紙芝居研修、絵本の読み聞かせ研修なども開催されており、子どもから高齢者まで様々な人が集う機会や学習機会を提供していることが伺えます。

一方、平成 31 年に実施された宝塚市立図書館利用者満足度調査を見ると、「不満」と「やや不満」の割合が比較的高い質問項目が、中央図書館で「施設(各室、広さ)は利用しやすいか」(10%)、「蔵書に読みたい本があるか」(10%)、西図書館で「施設(各室、広さ)は利用しやすいか」(10%)となっており、施設利用のしやすさと蔵書の充実が課題であると言えます。これらの課題に対して、蔵書冊数は平成 27 年度の 649,383 冊から増え続けて、平成 30 年度は 676,849 冊に充実させることができています。ただ、年度別貸出冊数は、年間 200 万冊前後で推移し、人口当たりの貸出冊数では同規模市や近隣市と比較しても高い水準にあります。登録者数は 3 年以内に貸出のあった数値で 58,782 人、市民に限ると 54,128 人で登録率は 24.1%となり、市民の 4 分の 1 しか利用登録をしていない計算になります。

限られた予算と人員の中で、一定のサービス改善を行ってきたとは考えられますが、施設の利用しやすさの向上、登録率の増加に関しては、改善に向けて継続的な取組が求められていることが伺えます。また、施設や蔵書の充実に加え、サービスの充実に資する人的配置については、予算に委ねられているところが課題です。

2. 宝塚市立図書館の司書へのヒアリング調査

宝塚市立図書館の司書に、図書館の現状と課題について話を伺いました。

図書館を、自宅でも職場・学校でもない第三の居場所、いわゆる「サードプレイス」の条件を備えた場所とするためには、スペース、人材、予算の制約があるとのことでした。図書館では、飲料自販機の収益をもとに敷地広場を整備し、その広場や集会室を利用したイベント実施などさまざまな取組を進めつつ、人が集う図書館とするに、どのような企画に人が集うのかを研究し、模索しながら取組を進めているとのことでした。

図書館が人々の居場所となり、本を通じた交流が活性化する場となるには、単にイベントなどの参加者が増えればよいということではなく、物理的

な空間や設備等などのハード面、イベントや活動を行う場づくりなどのソフト面の両方で課題があることが確認できました。

また、人口に比して館の数が少ない中、サービス拠点を増やす取組に力を入れており、予算と人材の確保ができれば、市の施設の一部を提供してもらうことによって分室にできたケースもあるとのことでした。また、分室の設置が難しい場合、返却や予約本の受け取りのみの拠点なども増やせるようにしているのが現在の取組の工夫として挙げられました。

開館時間の延長をはじめとしたサービスの充実や改善に伴う業務量の増加によって、司書の業務時間のマネジメントが難しくなる一面があるとのことでした。その業務量の増加には、シフト勤務や様々なボランティアの協力で対応しているということです。とりわけ中央図書館では、従来の行事や障碍（がい）者サービスへの協力だけでなく、返却図書の配架や書架整理という業務の根幹部分にもボランティアに協力いただいているとのことでした。

司書はカウンター業務において利用者の求めていることを把握するものであり、それ以外の業務がどれだけ忙しくても半日は必ずカウンター業務に就いています。そのため思うように図書館の方針や事務の改善などを議論する時間が確保しにくい面があることが課題として挙げられました。業務量の増加等、運営上の課題はあるものの、サービス向上計画などにも取り組んでいることも伺えました。本と人が結びつくことで人生が豊かになることを実現するために、蔵書の充実、子どもの読書活動推進計画の推進、移動図書館、宝塚に関することを市民が記録して後世に残す「マチ文庫」、お正月の図書の「福袋」などの取組を実施しています。しかし、このような取組を知らない市民も多く、広報やPRは課題となっています。宝塚市の図書館の方針は、サービス向上計画に定め、系統立てて遂行していると思われませんが、市民にわかりやすく伝えられていない点があることも司書とのヒアリングの中でわかりました。視覚に訴える上手な広報という点では、民間企業のノウハウに学ぶ点もあると考えられます。

III 評価の高い図書館の事例について

近年、全国的に評価の高い図書館7施設について、各自治体のHP等で確認し、簡単に特徴をまとめています。各図書館の詳細については、別添資料をご覧ください。

それぞれの図書館に特徴がありますが、直営、指定管理という運営方法に

関わらず、市の施策として図書館をまちづくりの中心に位置付け、多様な市民サービスを提供する複合的な施設にするとともに、利便性を考慮し、施設のデザイン性にも優れた集客施設として、一定の予算を投資して整備しているところが多く見受けられます。これにより、より多くの市民が多機能的に図書館を利用していると考えられます。

1. 都城市立図書館（Mallmall まるまる内）【宮崎県・指定管理者】

町の中心部にあった市立図書館をショッピングモール跡地に移転し、2018年に複合施設の中心施設として新装開館しています。複合施設には、まちなか交流センター、保健センターなどもあり、図書館にもギャラリーやホールを備えています。また、「表現すること」の支援の場となる「プレススタジオ」を置き、スタッフの支援を受けながら、市民が大事だと思ふことを冊子などに表現し、残していく取組も行われています。

2. 大和市立図書館（文化創造拠点シリウス内）【神奈川県・指定管理者】

2016年に図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場を中核施設とする文化創造拠点シリウス内に開館しました。この他の図書館も駅に近く、ショッピングセンターなどの複合施設内で、市民が訪れやすいところに設置しています。大和市は、「図書館 城下町」を旗印として、ロゴマークを作成するなど、図書館行政の充実を図っています。

3. 海老名市立中央図書館【神奈川県・指定管理者】

2015年にリニューアルオープンした「TSUTAYA 図書館」としては武雄市に次ぐ2例目の図書館で、同じ建物内に蔦屋書店とスターバックスが入り、書籍の販売とコーヒーを片手に読書を楽しむことができます。5層構造の建物を生かし、学習の分野やスタイル別に各階の機能を分散しています。

4. 岐阜市立中央図書館（みんなの森ぎふメディアコスモス内）

【岐阜県・市直営】

2015年に市民活動センター、多文化交流プラザのほか、ホールやスタジオなどの貸出施設もある複合施設にオープンした図書館で、市中心部から離れた場所に移転していますが、利用者の年齢が若いのが特徴となっています。同施設内にスターバックスがあり、直営図書館の入る施設への出店は最初となります。岐阜市では「人」と「まち」がつながる居心地のいい「滞在型図書館」を目指しており、図書館とNPO法人が連携して、岐阜ならではの知性が集まり対話する、大人のための学びの場「大人の夜学」を主催する

など、郷土文化に関する取組も行われています。

5. 金沢海みらい図書館【石川県・市直営】

2011年に開館した図書館で、建築物としてのデザイン性が高く評価され、多くの受賞歴のある図書館となっています。アクセス面では、決して利便性がよいところではないのですが、若い世代の利用も多く、想定を上回る利用者数となっています。伝統工芸など、金沢のものづくりへの技と心をテーマに関連する資料が多いのが特徴の図書館です。

6. 武蔵野市立ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス

【東京都・指定管理者】

図書館を中心に生涯学習支援、市民活動支援、青少年活動支援の機能を持つ複合機能施設として、2011年に開館しました。「気づく」「知る」「参画する」「創造する」という「アクションの連鎖」が起こり得る「場」の提供と、「情報アクセス」「課題学習」「地域社会活性化」の3つの支援を目指しています。また、カフェを1階の中心に置き、日常的な情報交換や交流の場として位置づけています。

7. 伊万里市民図書館【佐賀県・市直営】

「伊万里をつくり 市民とともにそだつ 市民の図書館」を理念に、新図書館の建設段階から市民と協働で理想の図書館を目指しています。会費制の図書館支援市民活動団体「図書館フレンズいまり」が講演会などを企画・実施するほか、図書館専属の合唱団や庭園の草刈りを行うボランティア団体など、多くの市民活動に支援されています。

これらの図書館の取組から、目指す図書館や特色を示しつつ、幅広い市民が利用しやすく、居心地のいい場づくりに向けて、子どもや若年層といった利用増を図りたい世代を明確にし、施設整備や事業展開を行っていることがわかります。カフェの併設や利用対象者に合わせ造られた読書スペース、遊具の設置などの工夫は、居心地のいい空間を提供しています。図書館機能の根本である図書の貸出業務だけでなく、図書館でどのように過ごすかが重要視されているといえるでしょう。

一方で、地域の特性に合わせ特化した分野の図書を収集したり、市域の広さがゆえ移動図書館機能を充実させ利用者の利便性を図ったり、また利用登録を誰でも可能にするといった本来の図書貸出業務に力点を置いた取組も評価されています。

IV 指定管理者制度を導入したあかし市民図書館の見学と考察

検討に当たっては、指定管理者制度を導入している図書館を参考にするために明石市のあかし市民図書館を見学しました。明石市担当者へのヒアリング及び施設を見学して得られたことは以下のとおりです。

1. 本または図書館のあり方についての積極的な政策とビジョン

明石市では、「本のまち明石」を施策に掲げて、「顔の見える人とのつながりづくり」、「いつでも、どこでも、だれでも本が手に届くまち」の実現に向け、図書館における年間貸出 300 万冊などを具体的目標とするなど、市としてのビジョンや図書館の目標を明確に定めています。

2. 立地条件の良さ

あかし市民図書館は、平成 28 年度（2016 年度）に明石市の総合窓口や商業施設が入る明石駅前再開発ビル内 4 階に開館、駅から徒歩 2 分という立地の良さが魅力です。ガラス張りの建物から見える明石城の眺望が居心地良く、閲覧面積の広さは利用しやすさにつながっていると考えられます。

3. 利用者サービスの向上

ドリンクを飲みながら読書ができるカフェラウンジは、居心地の良さ、賑わい、華やかさなどにつながっている要素の 1 つであるとも考えられます。また、スタッフの制服の導入や接客の良さなどは、表面に見えやすいサービスの充実につながっています。直営でも実現可能な内容だともいえますが、このような目に見える形でのサービスの向上などは民間企業だからこその知恵であるようにも考えられます。

4. 市民の活躍の場を提供

明石市の図書館では、ボランティアの方を D チーム（「夢の図書館チーム」を意味する）と呼び、図書館を市民の活動の場とする「夢の図書館プロジェクト」に取り組んでいます。直営時のボランティアの考え方は、足りない部分を市民に手伝ってもらおうというものでしたが、現在は市民からの提案をもとに図書館をより良くしようという活動により組織しているとのことでした。指定管理者であったとしても、ボランティアと協働して、居場所づくりや販

わいの創出、市民の活動の機会を提供することができていると感じました。

5. 指定管理者制度の導入後の経費の増加

指定管理者制度のメリットとして、経費の軽減とサービスの拡充が挙げられますが、明石市では図書館施策に力を入れていることもあり、業務の仕様が拡充傾向のため、経費は毎年増加しているとのことでした。また、指定管理者制度を導入しても公立の施設であることに変わりなく、指定管理者を管理監督する部署を市に設置する必要があるため、その人的配置及び人件費を考慮しなければなりません。

6. 市と指定管理者の意思疎通

指定管理者による図書館運営にあたっては、市と指定管理者のスムーズな意思疎通が重要で、指定管理者制度の導入時には、仕様書の意図するところが共通認識に至っているかを確認する必要があるとのアドバイスがありました。制度導入後も含め、市としての方針や指定管理者に求める取組をしっかりと伝えることが、より良い図書館運営につながるポイントであると考えます。

また、専門職員を含めて人員の配置についても、市の配置基準など方針を指定管理者としっかり共有しておく必要があります。

あかし市民図書館では、カフェスペースや接遇などサービスの良さなどが伺え、指定管理者制度を導入したからこそ、目に見える部分での改善もあったのではないかと思います。しかし、担当者の方から話を伺う中で、本当に直営では実現できないのかを考えると、図書館としての本来のあり方を検討することが重要であり、指定管理者制度導入の是非以前に、私たちが宝塚市の図書館をどのようにしていきたいのか、多くの市民にとってより良い図書館とはどのようなものか、本を通して学びや活動につなげていくにはどのような取組が必要かなどを考えていくことが大切だということを再確認することになりました。

V 宝塚市立図書館の運営に関する検討課題と提案

他の図書館の取組及び本市図書館の取組を比較して、本市図書館の運営に関し、課題と思われる点を挙げます。

1. サービスの向上

サービス向上計画に掲げていながら、実施できていない内容が散見されますが、そのほとんどの理由が次のことに起因しているとみなされます。

館の設置数や館内のスペースについては、開架室、蔵書数に比して十分とはいえ、人々が集う「居場所」にできる空間の確保も難しいところです。市民の利便性を考慮するなら、館の新設や既存施設の増改築を実施すべきですが、市の財政状況を勘案すると、即応的には実現は難しいと思われれます。

ついでには、市民が図書に触れる機会を増やすため、多額の予算を掛けずとも実現が可能な取組の推進を所望します。例えば、移動図書館の巡回先の増加や既存施設を活用した分室、民間との連携を含めた貸出拠点の増加や民間の施設も含め、図書とのつながりの情報発信など、現状も取り組んでいるところではありますが、より一層の推進を図っていただきたいと思ひます。

また、図書館が地域の人々の居場所、いわゆるサードプレイスとしての機能も担い、人々の交流や情報発信の拠点、さらには居心地のいい場所となることを望みます。

これらを是正・改善するには単年度では不可能なところもありますが、市民が図書館に最も求めていることは、「本・スペースの充実と利便性」という点に着目し、民間施設とも連携してサービス向上に資する取組を推進していただきたいと思ひます。

2. 情報発信・提供の強化

本市では、図書の福袋やぬいぐるみのお泊り会、たからづかマチ文庫など、先進的な取組や工夫を凝らした取組を行っているにも関わらず、広く市民に周知されていないところがあります。積極的な広報活動に取り組み、注目を集めることで、図書館に興味を持ってもらうきっかけになるよう望みます。

また、ホームページや SNS を活用した即時性のある発信と図書館だよりのように情報量の多い発信とを、対象者やその内容によって使い分けることで効果的な情報提供が可能となります。

情報発信の方法や見せ方を改善することにより、利用頻度や満足度の向上、図書館未利用者の利用促進につながるものと考えます。

3. 図書館の将来像の設定

神奈川県大和市が「図書館城下町大和市・図書館のまち」を掲げ、図書館

をまちづくりの中心に位置付けていたり、明石市が年間貸出 300 万冊という目標を定めて、「本を活かしたまちづくり」を掲げるなど、将来像やビジョンをわかりやすく定めている自治体があります。一方、宝塚市立図書館サービス向上計画（修正版）に示されている基本方針は、項目が多く、網羅的であるがゆえに、本市図書館の特徴や方向性が市民にわかりにくく感じます。宝塚市の地域性や地域課題を踏まえて、どのような図書館にしていきたいかというビジョンが明らかになっていません。宝塚市立図書館としてどこを目指すのか、何に注力するのか、本市図書館の将来像を描き示す必要があると考えます。

さらに、その実現のためには予算確保の必要性を訴えていかなければなりません。その際には、あれもこれもではなく、定めたビジョンに沿ってめりはり（優先事項）のある方策を定め、予算確保に努める必要があると考えます。

4. あらゆる市民のニーズに応える取組の推進

本市では、ブックスタート事業や中学生以下の子どもへの読書手帖の配布など、子どもが本と接する機会を増やす取組や、デイジー図書（録音図書）や点字図書など障害（がい）者向け図書、再生機器及び通常の図書を無料で郵送貸出するサービス（一部窓口での貸出を含む）を実施し、障害（がい）のある方も本に親しむことができる取組を行っています。これらの取組はさらなる充実を図り、加えて外国籍の市民のために多言語に配慮した設備の整備と蔵書の充実や、多文化共生に関する啓発と教育用の図書の配置、オンラインを活用したサービスなどに取り組んでいただきたいと思います。

利用者アンケート等の実施だけではなく、図書館を利用しない市民、利用したくても遠のいている市民のニーズを把握するよう努め、あらゆる人のニーズに応えられる図書館を目指した柔軟な取組を望みます。

5. 歴史・文化遺産の継承

現在、中央図書館には市史資料室があり、歴史的価値のある資料などを収集、保存しています。民間では利益追求のため実施が困難な事業こそ、公の施設である図書館が取り組むべきことであり、今後も取組を進めるべきです。たとえその使用頻度が少なくとも、後世に伝える文化遺産として重要となりますので、郷土資料に関する専門職員の配置や育成など、その充実を図って

いくことが必要であると考えます。また、関連機関と連携して、広く市民に発信することを望みます。

6. 学校園・地域との連携の充実

図書館では、図書館の図書を長期的に学校へ貸し出すことで、子どもたちの読書推進を図っていますが、選書の助言や貸し出し頻度を増やすなど、図書館司書と学校図書館司書教諭がより連携することで、一層の学校図書の充実を求めます。

また、保護者や近隣から孤立した子どもがいるときには、図書館司書、学校図書館司書教諭、さらには図書ボランティア等により、図書を介することで子どもとの触れ合いやつながりを持つことが可能となります。青少年の健全育成とともに家庭や地域での問題発生の予防や早期の対応にもつながるものと考えます。

本市図書館の課題と思われる点のうち、蔵書増やスペースの充実などは施設整備の課題で、財政上の問題によるところもあると思われます。一方で、情報発信の強化やニーズに応える取組などは、職員の取組次第で改善が見込められると思われ、現行のやり方にとらわれることなく、民間企業のノウハウを参考にすべきといえます。

VI 結論：宝塚市立図書館の指定管理者制度導入に関して

ここまでの検討を踏まえて、宝塚市社会教育委員の会議としては、本市図書館に指定管理者制度を導入することは望ましくないと結論づけます。

事由は、以下のとおりです。

1. サービス改善の取組

本市図書館は、宝塚市立図書館サービス向上計画に基づいて、アンケート結果をもとに市民ニーズを踏まえてサービスの改善を行ってきました。図書の貸出や情報の提供という図書館の中核的なサービスに関する取組や改善が多数行われ、サービス内容の固定化を防ぎ、限られた予算の中で様々なサービス向上を図ろうとする姿勢が見られます。また、市の他部署や他の公共施設などと連携して、利便性を向上させる取組などができていることも直営である強みを生かしていると考えられます。

Ⅲ章「評価の高い図書館の事例について」において、いずれの図書館もまちづくりの中心に位置付けられ、移転や改装などにより施設設備が更新されてきました。現状の宝塚市立図書館の取組や施設・設備の状況を考慮すると、図書館職員の努力には一定の評価ができ、指定管理者制度を導入して、直ちに施設の整備面での改善が見込めるものではないと考えられます。本市の図書館運営の課題は施設や設備、予算などの制約条件に大きく左右されるものではありませんが、現状の施設のスペース活用、貸出拠点の増加、市民への広報、ボランティアの活用、ICT（情報通信技術）機器類の活用など、現状の直営体制でできることもあると社会教育委員の会議としては考えます。ただし、効果的な広報、情報発信という点では課題があり、民間企業ならではの発想や視点を学び、研修や実践を重ねていただきたいと思います。

2. 独自性の担保

指定管理者制度を導入した図書館においては、歴史・文化遺産の継承が軽視されたり、市の地理や歴史に詳しい専門職員の配置が困難になる事例も見られます。市の歴史・文化遺産の継承は、一旦途切れてしまうと元に戻すのは非常に困難です。このため専門職員のノウハウが必須であり、市立図書館の使命として、専門職員の育成に努めていかなければいけないと考えます。

また、図書館司書は、図書館の基本的なサービス提供の中で市民の声に耳を傾けてニーズを把握し、より良いサービスを目指し改善を重ねることで、宝塚市独自のサービスを提供しています。これらは、司書の長年の経験の積み重ねによるものであり、結果として、行政の継続性や一貫性を担保していると言えます。これらのことは、図書館を利用する市民にとっても財産であり、これまでに培ってきた関係性を継承してもらいたいと考えます。

3. 指定管理者制度の全国的な導入状況と市場

全国的な指定管理者制度の導入状況について、平成30年度の社会教育調査（中間報告）の結果を見ると、指定管理者制度を導入している図書館は全国に631館あり、導入率は18.9%になっています。全国的には指定管理者制度導入する図書館が増加している傾向にはありますが、運営主体となる事業主の団体数が限られているという課題があり、市場が成熟しているとは言えず、競争性が少なく、指定管理者がサービス改善へと努力する力学も働きにくいと考えます。コストについても明石市の事例からも必ずしも削減にな

るといえないところがあります。

4. 社会教育委員の会議による答申（平成 27 年）の実現に向けて

I 章で示した平成 27 年の社会教育委員の会議による答申においては、本市の図書館に求められるあり方や役割が提示されています。これらが直営と指定管理者による運営を比較して、いずれがより実現可能となるかを検討する必要があります。

本市の図書館の取組は、限られた予算と施設設備において、職員の創意工夫のもと、一定の評価ができるものと考えます。V 章で示した課題についても指定管理者制度を導入することで即時に解決するものばかりではありません。答申に示されている「図書を媒介とした人・情報・場の交流拠点」の実現には、市民と図書館の協働が求められており、これまで築いてきた利用者やボランティアと図書館職員の関係性を保ちつつ、本市図書館が「市民が利用し、活動し、育てていく図書館」となるためには、現行の市直営体制で臨んでいただきたいと考えます。

上記理由を鑑み、本市市立図書館に指定管理者制度を導入することは望ましくないと考えます。制度の導入ではなく、市直営のままで、市民の声を把握し、市民と協働して、民間の手法も学びながら、より良い図書館運営を目指すことを求めます。ただし、サービスの向上にむけて更なる市の努力ができてきているかを注視するとともに図書館のハード面の大幅な整備や再編のタイミング、図書館運営に関する事業者が増えて市場が成熟するなど、状況が変化した際には再度検討する必要があると考えます。

【資料】

1 令和元年「宝塚市立図書館における指定管理者制度導入及びこれからの図書館のあり方についての意見書」（抜粋）〈本文 1 ページ〉

結論に至った理由

- (1) 図書館は収益事業ではないので、指定管理者制度になじまない。
- (2) 宝塚市の図書館サービスは、他市の図書館と比較しても充実しており、今いろいろなリスクを抱えながら、指定管理者制度の導入に踏み切る必要はない。

- (3) 現在の宝塚市立図書館が長期にわたって形成してきた運営のノウハウを継承するには世代バランスのとれた職員体制が必要であり、ネットワークを支える専門集団としての司書職員を多数切り捨ててまで、指定管理者制度を導入するメリットは少ない。
- (4) 宝塚市独自の資料やサービスを、継続しにくくなる。
- (5) サービスが固定化して、時代の要請等に臨機応変に対応するのが難しくなる。
- (6) 関連機関や市民・ボランティアとの連携が難しい。
- (7) 全国的に見て、図書館への指定管理者制度の導入率は低い。
- (8) 指定管理者制度による経費の削減効果や貸出実績の増加は期待できない。
- (9) 行政が当事者意識を失い、図書館の業務へのチェック機能が働きにくくなり、人権意識の徹底や個人情報の保護が難しくなる。
- (10) 図書館協議会が存在意義を失い、形骸化する。

2 平成 27 年「市民が学習成果を生かし合う地域社会づくりのための社会教育施設 図書館のあり方について 答申」(抜粋)〈本文 1 ページ〉

市民の学習内容の充実

- (1) 市民サポーターと利用者の居場所としての図書館
- (2) 宝塚市立図書館の業務とサービスの改善
- (3) 市民活動が生かされる具体的な内容

社会教育施設としての図書館のあり方

- (1) 宝塚についてはなんでもわかる図書館
- (2) 学校・保育所・幼稚園との連携
- (3) 図書館利用に障害のある人への配慮
- (4) 全ての世代への支援
- (5) 地域のサロンとして
- (6) 国際化の入り口
- (7) 司書は利用者に積極的に関わる
- (8) 広報活動の充実
- (9) 市役所との連携で行政資料のオンライン化

3 平成 27 年度以降の主な取組 (「宝塚市立図書館年報 令和元年版 (平成

30 年度統計)」より要約)〈本文 2 ページ〉

- ・中央図書館、西図書館の特別整理期間中の予約本の受け渡し実施(平成 27 年)
- ・西図書館が予約本の時間外お渡しサービスを開始(平成 27 年)
- ・中央図書館と西図書館で定期休館日の予約本の受け渡しを開始(平成 27 年)
- ・図書の返却ポイント、返却用ブックポストの増設(平成 28~30 年)
- ・市立健康センター内に、「ぷちライブラリー小浜(まちかど図書館)」を設置(平成 28 年)
- ・西図書館に「高齢者向け紙芝居コーナー」「子育て支援コーナー」を設置(平成 28 年)
- ・中山台分室の土、日曜日の開室時間を 10 時 30 分から 17 時までに変更(平成 28 年)
- ・山本南分室の木曜日の開室時間を 10 時から 12 時 30 分に拡大(平成 29 年)
- ・西図書館に「リサイクル本の無料配布コーナー」を設置(平成 29 年)
- ・中央図書館、西図書館が 9 時 30 分からの開館を実施(平成 30 年)
- ・西谷自然休養村センター内に「ぷちライブラリー」を開設(平成 30 年)
- ・中央公民館で予約本の受け取りと返却ポイントを設置(平成 30 年)
- ・中山台ほっこりハウス前に移動図書館が巡回開始(平成 30 年)
- ・貸出冊数を 15 冊に拡大(平成 30 年)
- ・中学生以下の子どもに「読書手帖」の配布を開始(平成 30 年)
- ・中央図書館、西図書館が利用者に Wi-Fi(無線 LAN)を提供(平成 30 年)
- ・図書館ホームページの検索結果に本の表紙画像表示を開始(平成 30 年)
- ・MY 本棚の登録を開始(平成 30 年)
- ・メールマガジンの開始(平成 30 年)
- ・FELICA 対応カードを図書館利用券として使用可能にする(平成 30 年)
- ・宝塚市ビブリオバトル大会を開催(平成 30 年~令和元年)
- ・「宝塚市立図書館サービス向上計画(修正版)」を策定(平成 28 年)
- ・「宝塚市子ども読書活動推進計画(第 3 期)」を策定(平成 30 年)及び同計画の実施計画を策定(平成 31 年)
- ・市民アンケート調査を実施(平成 29 年)
- ・図書館利用者アンケートの実施(平成 31 年)

【別添資料】

先進的な図書館事例

【引用・参考文献】

- ・ 都城市立図書館
<http://mallmall.info/index.html>
- ・ 大和市立図書館
<https://www.yamato-bunka.jp/library/>
- ・ 海老名市立中央図書館
<https://ebina.city-library.jp/>
- ・ 岐阜市立中央図書館
<https://g-mediacosmos.jp/lib/>
- ・ 金沢海みらい図書館
https://www.lib.kanazawa.ishikawa.jp/?page_id=118
- ・ 武蔵野市立ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス
<https://www.musashino.or.jp/place/>
- ・ 伊万里市民図書館
<https://www.library.city.imari.saga.jp/>
- ・ 角田英昭（2016）「2015 年「指定管理者制度の導入状況調査」結果の概要と課題－制度の抜本的な見直しは喫緊の課題－」自治体問題研究所（2016 年 5 月 26 日）
https://www.jichiken.jp/article_23/
- ・ 神戸市（2016）「公の施設の指定管理者制度運用指針」（平成 28 年 10 月改定）
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/economy/administration/shishin.pdf>
- ・ 総務省自治行政局行政経営支援室（2016）「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（2015 年 4 月 1 日）
- ・ 宝塚市立図書館（2019）「宝塚市立図書館の取組等資料」Excel ファイル（2019 年 8 月 20 日）
- ・ 服部英二（2010）「指定管理者制度の導入の背景と制度をめぐる諸課題」『社

会教育』第 65 卷 10 月号 pp.32-35

- ・ 学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議（2017）「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて・論点の整理」文部科学省生涯学習局社会教育課（平成 29 年 3 月 28 日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/035/gaiyou/1384046.htm
- ・ 南学（2010）「指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す」PHP 総合研究所『PHP Policy Review』Vol.4 No.24 pp.2-8
- ・ 柳勝文「宝塚市立図書館における指定管理者制度導入及びこれからの図書館のあり方についての意見書」宝塚市図書館協議会（2019 年 5 月 11 日）
- ・ 柳与志夫（2012）「社会教育施設への指定管理者制度導入に関わる問題点と今後の課題-図書館及び博物館を事例として-」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』平成 24 年 2 月号 pp.79-91